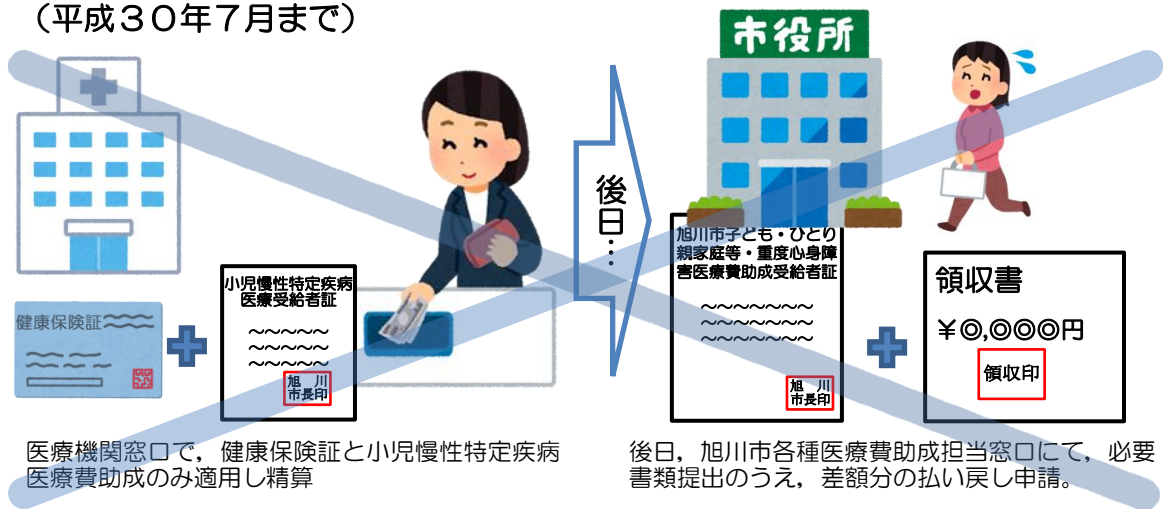


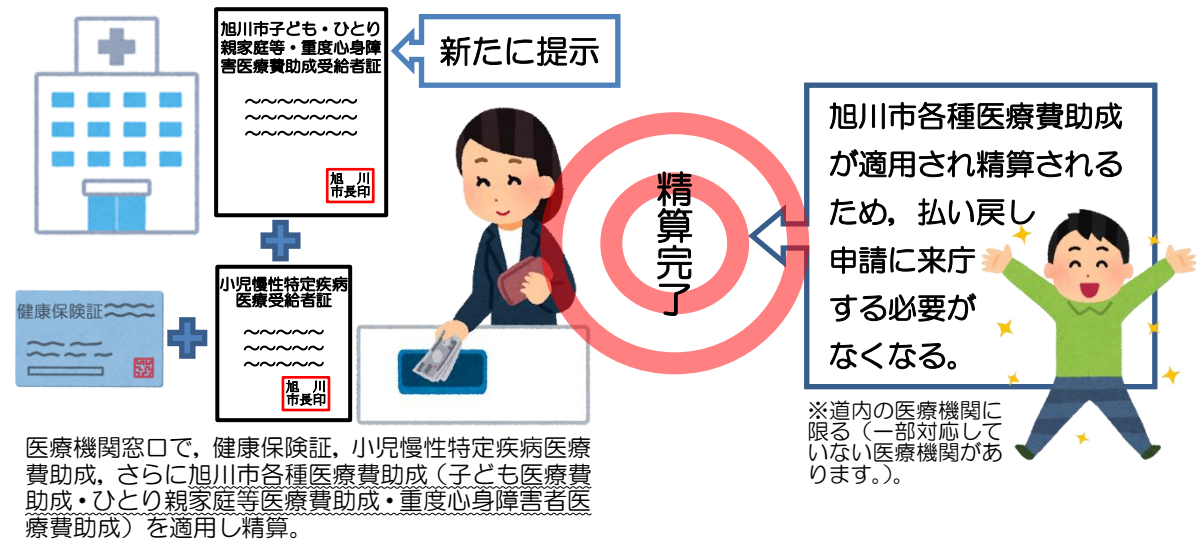
平成30年8月から医療機関の窓口で、小児慢性特定疾病医療費助成と旭川市各種医療費助成制度が併用できるようになりました。

今まで、小児慢性特定疾病医療費助成後、旭川市各種医療費助成制度（子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成）が利用できる場合、後日、来庁して医療費払い戻しの申請が必要でしたが、平成30年8月以降は原則、道内での医療機関に限り、医療機関窓口での精算となるため、払い戻しの手続きが不要になります。

（平成30年7月まで）



（平成30年8月から）



ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

＜担当＞
070-8525
旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階
旭川市役所子育て支援部子育て助成課
電話：0166-25-6446（直通）